

栄養関係等保健所長表彰実施要綱

1 目的

栄養改善事業及び調理技術の発展ならびに、調理師の資質向上に功労のあった者の労苦に報いるとともに、優良な給食運営を行っている給食施設について、他の模範とするため所長表彰を行うものである。

2 表彰の種類及び基準

次に掲げるものとする。

ただし、すでに保健所長及びこれと同等の表彰、知事及び厚生労働大臣表彰を受けたものは除く。

(1) 栄養指導業務功労者

現在、栄養士の免許を有するものであって、常に第一線にあつて実際の栄養指導業務を担当し、栄養士としての活動に特に顕著な功績があつたと認められる者で表彰該当年4月1日において、次の各号のいずれにも該当するもの。

- ア 功績に係わる従事年数が県内で15年以上であること。
- イ 年齢が45歳以上であること。

(2) 調理業務功労者

現在、調理師法第2条に定める調理師であつて、常に第一線にあつて実際の調理業務に従事し、調理技術の発展及び調理師の資質向上に特に顕著な功績があつたと認められる者で表彰該当年4月1日において、次の各号のいずれにも該当するもの。

- ア 免許取得後県内で調理の業務に7年以上従事し、かつ現に同一施設に3年以上継続して従事している者。
- イ 年齢が40歳以上であること。

(3) 優良給食施設

給食管理運営が今後においても他の模範となるべき優秀な給食施設であつて、次の各号のいずれにも該当するもの。

- ア 当該年4月1日において、給食施設としての実績を10年以上有する施設であつて、次の各号のいずれにも該当するもの。
- イ 合理的な給食管理組織が確立されており、喫食者の栄養指導を含め円滑な運営がなされていること。
- ウ 喫食者中心の給食への配慮及び給食改善のための調査研究がよく行われ、その結果が栄養改善に結びついていること。
- エ 施設及び設備が整備されており、食品衛生監視結果の成績が良く、かつ過去に行政処分を受けたことがないこと。

3 表彰人員（施設）

表彰人員（施設）は、栄養指導業務功労者、調理業務功労者、優良給食施設ともに各若干名（施設）とする。

4 被表彰者の推薦

埼玉県東松山保健所管内の給食施設（営業許可施設責任者を含む）の長、一般社団法人比企食品衛生協会長は、表彰基準の該当者について推薦調書（別添様式1-1、様式2-1、様式3-1）、栄養指導業務功労者及び調理業務功労者においては履歴書（様式1-2、様式2-2）を作成し関係書類を添えて推薦することとする。

5 被表彰者の決定

前項により推薦された者については、所内に設置する「表彰調整会議」を経て所長が決定する。

附 則

この要綱は平成5年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月28日から施行する。